

景観形成地区 指定建築物以外 現状変更行為

◎手続きフロー

申請者

- ①市へ建築計画の相談
- ②申請者と市で現地確認
- ③市と事前協議

[提出書類]

- 計画内容がわかる図面等

- ④現状変更行為許可申請書の提出 (1部)

[提出書類]

- 景観形成地区内における行為の届出書 (第1号様式)
- 配置図
- 平面図
- 立面図
- 現況写真
- その他指定されたもの

※審議会 (年1~2回開催) へかける場合は、すぐに手続きができません。

香取市

- ①現状変更行為許可申請書を受理

建築行為

※現地確認有り

申請者

- ①現状変更行為完了届の提出 (1部)

[提出書類]

- 景観形成地区内における行為の完了通知書 (第2号様式)
- 竣工図
- 工事写真
- 竣工写真
- その他指定されたもの